



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *452 平成12年和歌山県告示第387号 (和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式) の廃止 (医務課)
- 453 平成7年和歌山県告示第305号 (県道路認定に関する告示) の一部改正 (道路保全課)
- 454 道路の区域変更 (")
- 455 新道路の供用開始等 (")
- 456 漁港施設に係る使用料徴収事務の委託 (漁港課)
- 457 平成19年度の近代美術館の入場料 (教育委員会)
- 458 平成19年度の近代博物館の入場料 (")
- 459 平成19年度の紀伊風土記の丘資料館の入場料 (")
- 460 平成19年度の自然博物館の入場料 (")

○ 選挙管理委員会告示

- *41 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正
- *42 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部改正
- 43 和歌山県議会議員一般選挙における選挙長及び職務代理者の変更

告 示

和歌山県告示第452号

平成12年和歌山県告示第387号 (和歌山県財務規則に基づく金銭登録機の記録紙の様式) は、廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第453号

平成7年和歌山県告示第305号 (県道路線認定に関する告示) の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表780の項中「東牟婁郡熊野川町」を「新宮市熊野川町」に、「三重県南牟婁郡紀和町」を「三重県熊野市」に改める。

和歌山県告示第454号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の員 延 長 | | 備 考 |
|--|------|-----------|-------|-----|
| | | メートル | メートル | |
| 西牟婁郡すさみ町 周参見字持越169番4地先から同町 周参見字持越174番1地先まで | 旧 | 9.60 } | 67.00 | |
| | | 11.75 | | |
| 同上 | 新 | 9.60 } | 67.00 | |
| | | 12.10 | | |

和歌山県告示第455号

平成19年和歌山県告示第454号 (道路の区域変更) で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第456号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、田辺漁港施設に係る使用料の徴収事務を平成19年4月1日から和歌山南漁業協同組合に委託したので告示する。

平成4年和歌山県告示第279号 (漁港施設に係る使用料徴収事務の委託) 及び平成4年和歌山県告示第280号 (漁港施設に係る使用料徴収事務の委託) は、平成19年3月31日限り廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第457号

和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) 別表第1第23項第1号の規定により、平成19年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別企画展入場料

(1) 「竹久夢二展 -描くことが生きること-」

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 800円 | 650円 |
| 大学生 | 500円 | 400円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

(2) 「森のなかで」

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 500円 | 400円 |
| 大学生 | 300円 | 250円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

2 企画展入場料

(1) 「ふだん美術」

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 400円 | 350円 |
| 大学生 | 250円 | 200円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

(2) relations 関係

「FUJIMOTO and」

「happy conceptual-杉山知子+藤本由紀夫-」

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 400円 | 350円 |
| 大学生 | 250円 | 200円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

(3) 「水彩画の魅力」

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 400円 | 350円 |
| 大学生 | 250円 | 200円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

3 常設展・「美術百科」展・その他の企画展入場料

| | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 310円 | 250円 |
| 大学生 | 210円 | 160円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別企画展又は企画展の入場者は、特別企画展又は企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 ミュージアムぐるっとパス・関西2007を使用する場合

は、常設展の入場料を無料とし、又は特別企画展若しくは企画展の入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第458号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第24項第1号の規定により、平成19年度の県立博物館の入場料を次のとおり定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

(1) 「文人墨客-きのくにをめぐる-」

| 区 分 | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 500円 | 400円 |
| 大学生 | 300円 | 250円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

(2) 「熊野本宮大社と熊野古道」

| 区 分 | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 800円 | 650円 |
| 大学生 | 500円 | 400円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

2 常設展入場料

| 区 分 | 個人 | 団体 |
|-------------------------------|------|------|
| 一般 | 260円 | 210円 |
| 大学生 | 150円 | 120円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展開催中は、特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 ミュージアムぐるっとパス・関西2007を使用する場合は、常設展の入場料を無料とし、又は特別展の入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第459号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成19年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別展入場料

| | 個人 | 団体 |
|-----|------|------|
| 一般 | 350円 | 290円 |
| 大学生 | 210円 | 160円 |

| | | |
|-------------------------------|----|----|
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

2 常設展・企画展入場料

| | | |
|-------------------------------|------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 一般 | 170円 | 140円 |
| 大学生 | 80円 | 60円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第460号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第26項の規定により、平成19年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

常設展・特別展入場料

| | | |
|-------------------------------|------|------|
| | 個人 | 団体 |
| 一般 | 460円 | 340円 |
| 高校生以下 | 無料 | 無料 |
| 県内に在学中の外国人留学生 (外国人就学生を含む。) | 無料 | 無料 |

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

表中 「紀の川市中鞆淵1041番地」 紀の川市自然休養村ター

管理セン を 「紀の川市中鞆淵1041番地」 紀の川市鞆

淵出張所 に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項の表中 「和歌山市立養護老人ホーム 白菊寮」

和歌山市北野572番地の2 を 「社会福祉法人喜和の郷」

成会養護老人ホーム 喜和 和歌山市北野572-1

に、「西牟婁郡上富田町岩田2754番地の3」を「西牟婁郡上富田町生馬316番地の56」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、次の選挙区における選挙長及び同職務代理者を次のとおり変更する。

平成19年4月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 選挙区 | 選挙長及び同職務代理者の別 | 変更前 | | 変更後 | |
|-----|---------------|------|--------------------|-------|--------------------|
| | | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 橋本市 | 選挙長 | 小島大 | 橋本市高野口町応其443番地の42 | 瀨口憲一郎 | 紀の川市深田401番地27 |
| 橋本市 | 選挙長職務代理者 | 前田敏孝 | 伊都郡かつらぎ町笠田東857番地の1 | 森本吉郎 | 岩出市岡田240番地の1(404号) |
| 有田市 | 選挙長 | 岡室寛造 | 海南市下津町青枝572番地 | 林興範 | 有田郡有田川町奥1021番地3 |
| 田辺市 | 選挙長 | 福田辰朗 | 田辺市神子浜二丁目6番12号 | 中村達 | 田辺市新万3番23号 |
| 田辺市 | 選挙長職務代理者 | 中村吉晴 | 田辺市宝来町16番9号 | 濱岡弘行 | 西牟婁郡南紀の台37番33号 |

| | | | | | |
|------|--------------|-------|---------------------|------|-------------------|
| 新宮市 | 選挙長 | 上野陽一郎 | 新宮市磐盾2番57号 | 濱口幸洋 | 東牟婁郡那智勝浦町字久井41番地1 |
| 紀の川市 | 選挙長職務 代理者 | 露詰勤 | 紀の川市貴志川町長山277番地の123 | 門田俊幸 | 紀の川市貴志川町長原134番地 |
| 岩出市 | 選挙長職務 代理者 | 筒井陽子 | 和歌山市善明寺727番地の12 | 山中民子 | 伊都郡かつらぎ町佐野107番地の4 |
| 有田郡 | 選挙長 | 中野明彦 | 海南市七山1259番地 | 前馬定男 | 有田市宮原町須谷311番地 |